

公益財団岐阜県産業経済振興センター
岐阜県ヘルスケア産業新ビジネス開拓支援事業
販路開拓支援助成金 Q&A 集

【申請関連】

Q 1. 個人が申請することは可能か？

A. 税務署に開業届を提出した個人事業主であれば可能です。

Q 2. NPO 法人が申請することは可能か？

A. 可能です。

Q 3. 大企業が申請することは可能か？

A. 可能です。ただし、ヘルスケア分野で県内中小企業を牽引する役割が求められます。申請される際には、交付申請書（様式 1）の助成事業計画書（様式 1 - 2） - 「II.助成事業計画」 - 「2 事業計画の概要」の「出展の目的、期待する効果」欄に、県内中小企業の牽引役となっていることを記載してください。

Q 4. 本社（本拠地）が県外の場合、申請が可能か？

A. 県内に事業所があれば可能です。ただし、事業の主たる実施場所が県内に所在する事業所であることが必要です。

Q 5. 他社と共同出展する場合は申請可能か？

A. 可能です。ただし、展示ブースの社名版及びパンフレット等で申請者の社名が必ず掲示されていること、共同出展者と経費分担も明記された共同出展に係る書面（契約書、覚書等）が取り交わされていること、実績報告において申請者負担分の支出が確認できる書類を添付すること等が必要になります。共同出展者負担分は助成対象事業費に含まれません。

Q 6. 複数の展示商談会出展を申請することは可能か？

A. できません。1 中小企業者等に対して、1 展示商談会等までです。

Q 7. 出展する小間数に制限はありますか？

A. 制限はありません。

【助成対象事業関連】

Q 8. ヘルスケア分野への事業展開を検討しており、その情報収集を目的として出展する場合は助成対象か？

A. 助成対象外です。本助成事業は、自社製品等の販路開拓を目的とする出展への助成を行うものです。情報収集を目的とされるのであれば、出展でなくビジター（来場者）として参加し、各出展者へ直接、情報収集や意見交換されることをお勧めします。

Q9. 海外展示商談会への出展は助成対象となるか？

A. 助成対象とはなりません。国内展示商談会のみが助成対象です。

Q10. 学会併催展示会は、どのような学会が対象となるか？

A. 医師、看護師、臨床工学士等の医療従事者や介護・福祉関係従事者が主要な会員となっている学会、例えば、日本医学会傘下の学会や日本学術会議協力学術研究団体として登録されている学会などが対象となります。

Q11. 展示商談会出展を伴わない事業（PR媒体等の作成のみ）も助成対象となるか。

A. 展示会・商談会への出展を伴わないものは助成対象外となります。

【助成対象経費関連】

Q12. オンライン（Web）開催での展示会出展料は助成対象となるか？

A. 主催者から出展料と明記して請求されるものは対象となります。

Q13. オンライン（Web）開催の場合、自社内で製品展示を行う場合の装飾料や什器等リース料は助成対象となるか？

A. 助成対象とはなりません。

Q14. 要員の宿泊料等は助成対象となるか？

A. 助成対象とはなりません。

Q15. やむを得ない事情で出展を取りやめた場合、キャンセル料は助成対象となるか？

A. キャンセル料（返還されない出展料や装飾委託費、什器等リース料含む）は助成対象とはなりません。

Q16. 学会併催展示会へ出展するにあたり必要となる、学会参加費や学会運営のための負担金等は助成対象となるか？

A. 助成対象とはなりません。

Q17. 助成対象となる PR 媒体の制作委託の助成対象の範囲はどこまでを想定しているのか？ また、印刷物以外の PR 媒体とはなにか？

A. 印刷製本費は、展示会会場で掲示や配布など対外的PRのためのポスターやチラシ等の印刷物の作成に要する経費で、PR 媒体とは、展示会会場で掲示する動画等を想定しています。

Q18. 会社パンフレットの印刷(改訂、増刷)や、会社案内用動画の作成は助成対象となるか？

A. 出展する展示会において掲示や配布することが前提ものであれば助成対象とします。

Q19. 原則として「経費の支払いは「前金払い」は行わないこと」とされているが、どのようなものが例外として考えられるのか？

A. 出展料などの、通常は前払いすることが一般的であると認められるものが想定されます。